

トラック運送事業における適正運賃及び料金の収受を推進するため、標準貨物自動車運送約款の改正を行いました。

○標準貨物自動車運送約款改正の趣旨

トラック運送業においては、これまでの商慣習により、積込み・取卸し作業、荷主都合により生じた待機時間、倉庫での棚入れ等の附帯作業、などに係るコストの負担が不明確となっており、これらに係る対価が支払われない場合が生じやすくなっていました。このような状況を改善していくために、サービスに対応した対価を収受する環境を整えていく必要があります。

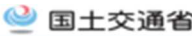
このため、運送の対価である「運賃」と積込料や待機時間料といった運送以外の役務の対価である「料金」の範囲を明確化し、「運賃」と「料金」を別建てで収受できるよう、標準貨物自動車運送約款の改正を昨年11月に行いました。

○標準貨物自動車運送約款の改正

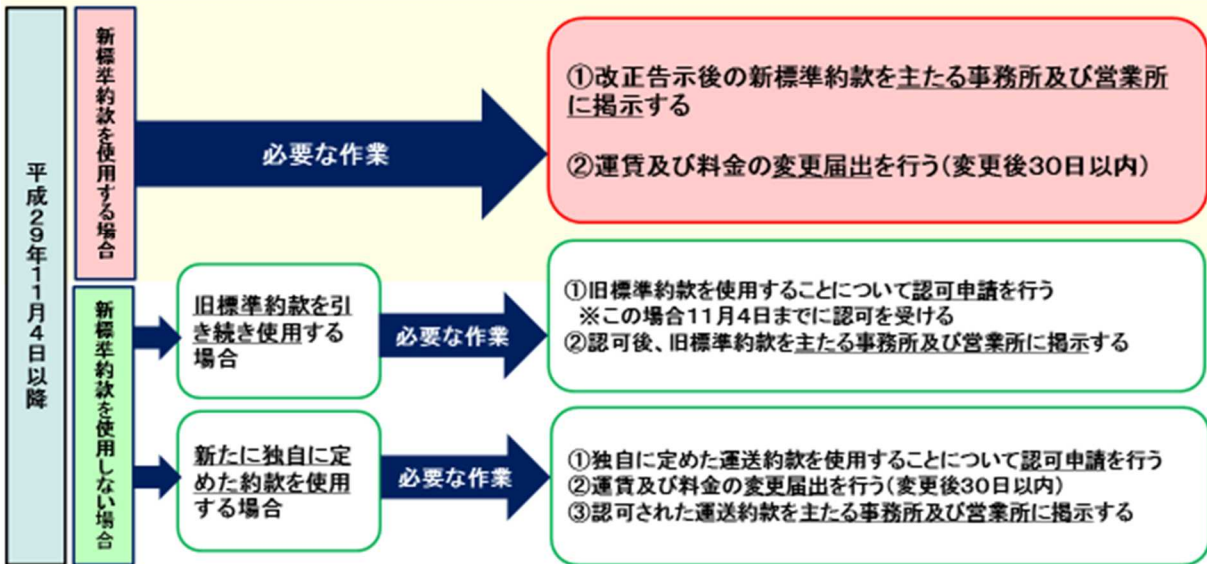
標準貨物自動車運送約款について、以下のような改正を行うことにより、運送の対価としての「運賃」及び運送以外の役務等の対価としての「料金」を適正に収受できる環境を整備しました。

- (1) 運送状の記載事項として、「積込料」、「取卸料」、「待機時間料」等の料金の具体例を規定
- (2) 料金として積込み又は取卸しに対する対価を「積込料」及び「取卸料」とし、荷待ちに対する対価を「待機時間料」と規定
- (3) 附帯業務の内容として「横持ち」等を明確化等

標準貨物自動車運送約款の改正に伴いトラック事業者が行うべきこと



○待機時間料、積込料及び取卸料を収受するためには、①運賃及び料金の変更届出、②新標準約款の掲示が必要です。



約款改正に伴う変更届出等の手続き等行っていない貨物自動車運送事業者におかれましては、下記に記載しています[近畿運輸局のホームページ](#)をご確認下さい。

<http://www.tb.mlit.go.jp/kinki/tetsuzuki/truck/index.html>